

サービス利用票別表 (一本化後)

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引適用後		回数	サービス 単位/金額	種類支給限度 基準内単位数	種類支給限度 基準内単位数	区分支給限度 基準内単位数	区分支給限度 基準内単位数	費用総額 (保険対象分)	給付率 (%)	保険給付額	利用者負担 (保険対象分)	利用者負担 (全額負担分)
					率%	単位数											
合計																	

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度 基準額 (単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超過する単位数	サービス種類	種類支給限度 基準額 (単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超過する単位数
訪問介護				通所リハビリテーション			
訪問入浴介護				福祉用具貸与			
訪問看護				短期入所生活介護			
訪問リハビリテーション				短期入所療養介護			
通所介護				合計			

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	実績利用日数
-----------	-----------	--------

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号）

第一条 指定居宅介護支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならぬ。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならぬ。

3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるとする。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第二十五条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）
（各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

三 運営に関する基準

(七) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

② 利用者自身によるサービスの選択(第二号)

介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、介護支援専門員は、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供することにより、利用者にサービスの選択を求めべきものであり、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようないかなる利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようないかなるものでもないものである。

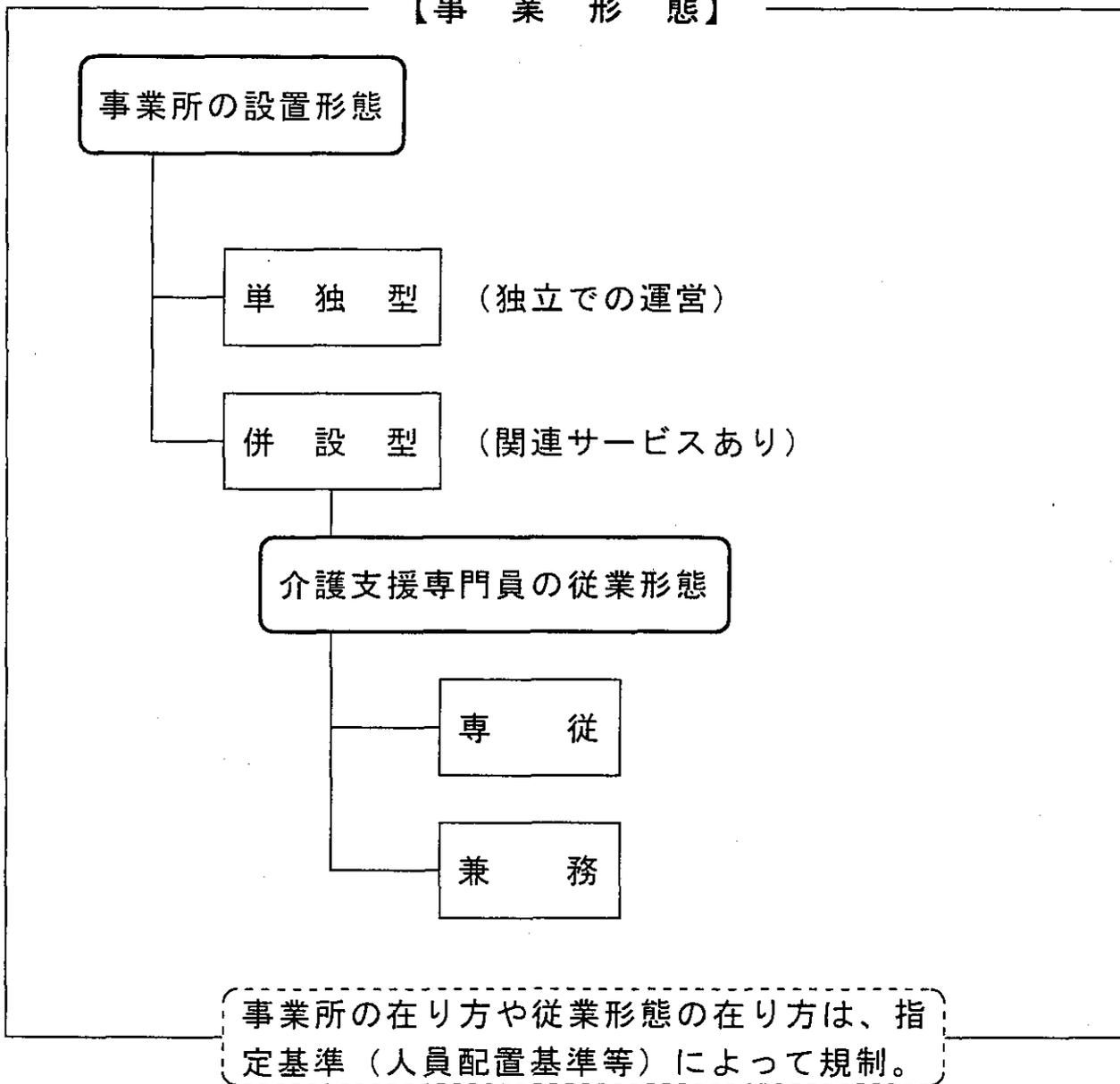
(一六) 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

① 基準第二十五条第一項は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁じた規定である。これは、例えば、指定居宅介護支援事業者又は介護支援専門員が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを利用するように指示すること等により、事実上他の居宅サービス事業者の利用が妨げられることとなり、居宅介護支援の公正中立性や利用者のサービス選択の自由が損ねられることを防止するための規定である。

② 基準第二十五条第二項は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととしたものである。

居宅介護支援の事業形態について

【事業形態】



【介護報酬設定の基礎】

○居宅介護支援の事業に要する事業所経費

○介護支援専門員 1 人当たりの担当利用者数

専 従 / 兼 務

介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成について

1. 介護支援専門員の定義（介護保険法第79条等）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携調整を行う者であって、要介護者等が自立して日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものであって、都道府県が行う、①試験（実務研修受講試験）に合格し、②研修（実務研修）の課程を修了し、③名簿登録された者

2. 介護支援専門員の業務

- ・居宅介護支援（居宅サービス計画の作成等）
- ・施設における施設サービス計画の作成等

3. 介護支援専門員養成の流れ

対象者



受験資格：保健・医療・福祉分野で5年以上の実務経験を有する者等

試験(実務研修受講試験)



試験目的：実務研修が受講できる基礎知識の有無を確認。

試験内容：介護保険制度(要介護認定、介護サービス計画の作成、介護支援サービスの理念・方法など)、保健・医療・福祉サービス分野の基礎的知識

実施主体：都道府県又は都道府県が指定する法人

実務研修



内容：要介護認定、介護支援サービス等

方法：講義及び演習・実習形式

実施主体：都道府県又は都道府県が指定する法人

研修修了証及び登録証明証の発行



居宅介護支援事業者又は介護保険施設において従事

介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲

○実務経験5年以上

(1) 保健医療福祉に関する法定資格

〔医療〕

医師、歯科医師

〔保健〕

薬剤師、保健婦（士）、助産婦、看護婦（士）、准看護婦（士）、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師

〔福祉〕

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

(2) 相談援助業務従事者

- ・ 指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の相談援助業務従事者
 - ・ 施設・事業等に必置の相談援助業務従事者（例：特別養護老人ホームの生活相談員など）
 - ・ 福祉事務所のケースワーカー
 - ・ 医療機関の医療社会事業従事者（MSW）
- など

(3) 介護職員かつ社会福祉主事任用資格・訪問介護員2級研修修了者

- ・ 指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の介護業務従事者
 - ・ 施設・事業等の介護業務従事者（例：特別養護老人ホームの寮母など）
 - ・ 訪問介護事業所の訪問介護員（ホームヘルパー）
- など

○実務経験10年以上

(4) 上記(3)以外の介護職員（＝社会福祉主事任用資格・訪問介護員2級研修修了者ではない介護職員）

介護支援専門員に関する研修

1. 介護支援専門員実務研修 (H10～)

目的：介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、
①要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術
②居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する専門的知識及び技術
等の必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図るところを目的とする事業。

実施主体：都道府県又は都道府県知事の指定した法人

研修対象者：実務研修受講試験合格者

研修内容：
・「都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等」
・「要介護認定等基準及び認定調査手法」
・「課題分析・居宅サービス計画等作成手法説明及び演習」
 ①課題分析標準項目
 ②課題分析手法
 ③居宅サービス計画等の作成
 ④給付管理業務
・「要介護認定等認定調査実習」
・「課題分析・居宅サービス計画等作成実習」
・「意見交換・講評」

研修時間：32時間

2. 介護支援専門員現任研修(H12～)

目的：介護保険制度運営の要である介護支援専門員に対して、実務研修終了後においても、定期的に現任研修を行い、もって介護支援専門員の資質向上を図る事業。

実施主体：都道府県又は都道府県知事の指定した法人

研修対象者：現に介護支援専門員としての実務に携わっている者

研修内容：
・講義「介護支援サービス論」
 ・基本知識・基本姿勢等の確認（例：主治医等他職種との連携等）
 ・不得意分野の補足（例：福祉用具・住宅改修、地域福祉権利擁護事業、リハビリテーション等）
 ・実務研修の補足
・演習「居宅サービス計画等作成演習」
 ①居宅サービス計画等事例作成
 ②班編成によるサービス担当者会議演習
 ③居宅サービス計画等モニタリング演習

研修時間：12時間

ケアマネジャーに対する支援策について

(1) 研修事業に関する取組み

- 平成12年11月16日に開催された「全国介護保険担当課長会議」において、各都道府県に対し、「介護支援専門員現任研修事業」の実施に際しては、現任者の知識、技能の向上を図るという研修趣旨に鑑み、制度運営事項に関する最新の動向等を踏まえ行うよう依頼。
- 平成12年度老人保健健康増進等事業において、「介護支援専門員現任研修・専門研修のあり方研究委員会」を設置し、現任の介護支援専門員に対する研修のあり方についての検討を行ったところ。5回の開催を踏まえ、現在、報告書を取りまとめ中。

(2) 業務支援に関する取組み

① いわゆる無報酬問題への支援

- 介護支援専門員の業務のうち介護報酬で対応することができないショートステイ振替業務、住宅改修の理由書作成業務等について、介護保険の制度外のサービスである「介護予防・生活支援事業」の市町村事業として、平成13年1月1日より、国庫補助の対象としたところ。

* 短期入所振替利用支援事業（短期入所の振替利用手続きの業務）

- ・ 単価は1月1件あたり2,000円
- ・ 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化が図られるまで（平成13年12月末まで）の時限措置。

* 住宅改修支援事業（住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務）

- ・ 単価は1月1件あたり2,000円
- ・ 次期介護報酬見直し等の機会に、その位置づけについて再検討を行う予定。

② 情報提供

- 介護支援専門員への支援を更に一層推進するため、厚生省、都道府県、市区町村及び居宅介護支援事業者等の協力に基づき、各地における介護支援専門員支援に向けての取組例や事務簡素化の工夫例等について情報の蓄積・共有を進めるための情報提供体制を構築。

(3) 13年度予算における取組み

① 養成事業

介護支援専門員の養成、資質の向上を図るため、13年度においても引き続き国庫補助を行う。

- ・「介護支援専門員現任研修事業費」 0.4億円
- ・「介護支援専門員実務研修事業費」 1.0億円

② 「介護支援専門員活動支援モデル事業」(新規・1.1億円)

介護サービス計画(ケアプラン)の作成等の業務を支援するため、介護サービス計画の作成事例収集、インターネットの活用等による情報の提供など、介護支援専門員が行う業務を円滑かつ効果的に行うための研究等にモデル的に取り組む自治体を支援。

③ 「介護支援専門員等研修事業」(新規・1.1億円)

介護支援専門員及び福祉用具専門相談員等に対し、福祉用具や住宅改修の導入効果、事業者との連携方法など、福祉用具及び住宅改修に関する知識の普及のための研修を実施。

ケアマネジメントリーダー活動支援事業

平成13年度予算額 平成14年度要求額
0千円 → 354,907千円

創設年度	平成14年度
補助根拠	予算補助
補助率	国 1/2、都道府県1/2 国 1/2、都道府県1/4、市町村 1/4

1 目的

介護保険制度運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の地域における支援体制を強化するため、在宅介護支援センター等に関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーを設置し、市町村事業として、その活動支援を行うとともに、都道府県事業として、ケアマネジメントリーダーの養成や相談窓口体制の設置などの支援を行う。

2 事業内容

(1) 市町村事業（平成14年度要求額：124,419千円）

「ケアマネジメントリーダー活動促進事業」

各地域のケアマネジャーの活動状況の把握、連絡調整、指導助言など、定期的に行われるケアマネジメントリーダー活動を支援する。

(2) 都道府県事業（平成14年度要求額：230,488千円）

①「都道府県・介護支援専門員支援会議」の設置・運営

ケアマネジャー関係者等からなる支援会議の設置、ブロック別意見交換会の開催、国におけるケアマネジメントリーダー研修への受講者選出、ケアプラン事例集の作成・配布など。

②都道府県ケアマネジメントリーダー養成研修事業

国において養成されたケアマネジメントリーダーを講師とした、各圏域のケアマネジメントリーダー養成（伝達研修）の実施（全国：1,800人）

③ケアマネジメントリーダー等相談窓口設置事業

リーダー輪番制による相談対応、サービス担当者会議関係者連絡網の設置、ブロック圏域での研修会開催、基幹型在宅介護支援センター未設置地域での直接支援など。

④独自研修等促進事業

多職種での合同研修会、優良ケアプランでの事例研修会の開催など

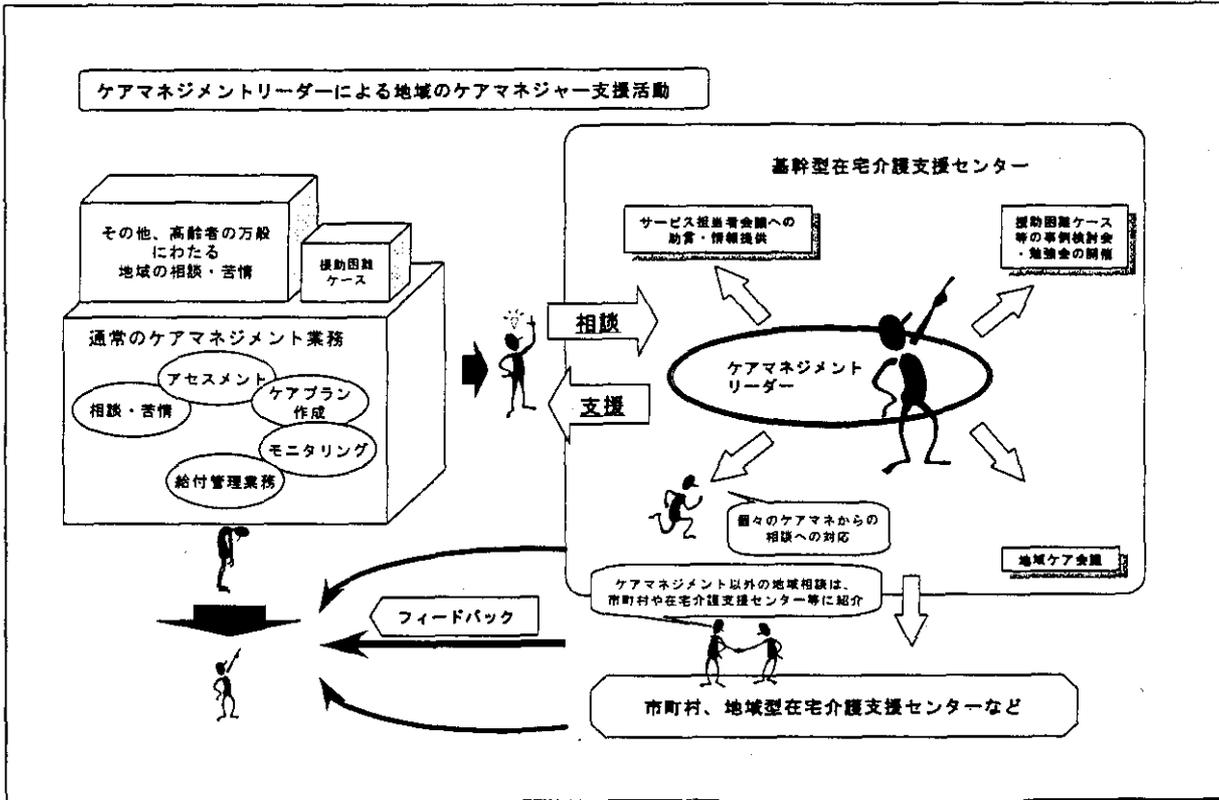
3 実施主体 市区町村（2-（1）の事業）

都道府県（2-（2）の事業）

4 参考

この他、厚生労働省においても、各都道府県でのケアマネジメントリーダー養成研修に資するための全国統一的な研修会を実施。（平成14年度要求額：7,223千円）

ケアマネジャーに対する支援対策イメージ図



介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援体制

基幹型在宅介護支援センターにおけるケアマネジャー支援体制の強化

～ケアマネジメントリーダーの活動～

- ・サービス担当者会議開催支援
- ・個別のケアマネジャーの相談に応じた助言・指導
- ・援助困難ケースにおけるケアマネジメント支援、関係者間の連絡調整
- ・居宅介護支援事業所巡回相談
- ・定期的な地域のケアマネジャーの状況把握及び都道府県との連携

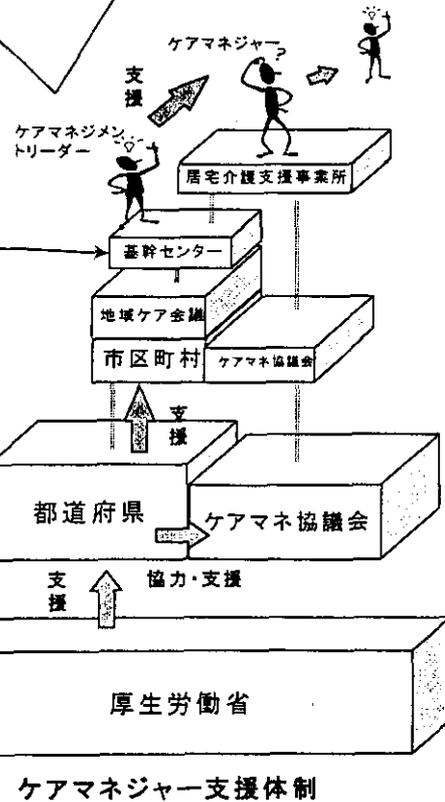
ケアマネジメントリーダー活動支援事業

～市区町村等のケアマネ支援体制をバックアップ～

- ・「都道府県・介護支援専門員支援会議」の設置・運営
- ・ケアマネジメントリーダーの養成
- ・「ケアマネジメントリーダー相談窓口」設置事業
- ・多職種での合同研修会、優良ケアプランでの事例演習などの開催

ケアマネジメントリーダー養成研修事業

～都道府県での伝達研修を行う「ケアマネジメントリーダー」を養成～



ケアマネジャー支援体制